

(仮訳)

プレス・リリース

2025 年 10 月 2 日

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、G-SIB の年次評価を承認し、メンバー法域に対する評価の評価区分をより明確にし、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の実施を確認

- バーゼル委は、グローバルなシステム上重要な銀行の年次選定結果を承認。
- メンバー法域に対する評価の評価区分を明確化。
- 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の実施状況について議論。

バーゼル委は、2025 年 10 月 2 日にバーチャル会合を開催し、様々な取組みについて議論した。

グローバルなシステム上重要な銀行

バーゼル委は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の 2024 年末時点の評価結果を承認した。この結果は金融安定理事会（FSB）に提出され、後日、FSB は 2025 年の G-SIBs リストを公表する予定である。

実施状況

バーゼル委は、[規制の整合性評価プログラム](#)（RCAP）の重要な要素である[法域に対する評価](#)の評価区分について議論した。法域に対する評価では、各メンバー法域の国内規制が、バーゼル委が合意した最低限の規制基準とどの程度一致しているかをレビューしている。

これまでの法域に対する評価報告書では、基準の遵守状況について評価する際に、（上位から下位の順に）以下の 4 つの用語を用いてきた：「遵守（compliant）」、「概ね遵守（largely compliant）」、「実質不遵守（materially non-compliant）」、「不遵守（non-compliant）」。法域に対する評価区分の順位付けを明確化するため、バーゼル委は、3 番目の評価区分の名称を「実質不遵守（materially non-compliant）」から「部分的に不遵守（partially non-compliant）」に変更することに合意した。

また、バーゼル委は、昨年の[市中協議](#)を経て最終化された、カウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのヘッジに関する技術的改訂を承認した。当該技術的改訂

は今月中に公表される予定である。

証拠金

バーゼル委は、証券監督者国際機構 (IOSCO) と共同で作成した、中央清算されないデリバティブ取引に係る[証拠金規制](#)の実施に関する報告書について議論した。本報告書では、当該枠組みの実施により金融システムの強靱性が高まり、当該枠組みの実施に関する重大な問題が生じている証拠は認められないとしている。